

地域包括支援センターの運営体制について

現在、市内 7 箇所を設置する地域包括支援センターについて、増大する多様な支援ニーズに対応するための体制整備として、日常生活圏域（中学校単位）ごとの運営に向けた圏域再編を行う。

1 主な経過・背景

- (1) 地域包括支援センターについては、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進に向けた市内全地域のかみ細かい支援体制の構築を目的として、平成 18 年に本市の日常生活圏域（中学校単位）の数に合わせて、11 箇所の設置を行ったが、その後、運営を受託する法人の辞退等により、現行の 7 箇所設置となっている。
- (2) 令和 5 年 7 月に「義方・湊山地域包括支援センター」の運営を受託する（医）厚生会から、担当地区のうち、「義方地区」について受託の辞退の申し出があった。
- (3) 当該地区は日常生活圏域における「後藤ヶ丘区域」（義方・住吉）であることから、現在「住吉地区」を担当する住吉・加茂地域包括支援センターの運営法人である（福）こうほうえんに当該地区の今後の受託について依頼したところ、了承を得た。

○日常生活圏域の考え方

介護保険法において「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までには目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、例えば、中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めること」とされていることにあわせ、本市では**中学校単位で11の区域**を設定している。

	日常生活圏域	圏域地区	地域包括支援センター
1	東山	啓成 ・ 車尾	ふれあいの里地域包括支援センター
2	福生	福生東 ・ 福生西	
3	福米	福米東 ・ 福米西	
4	湊山	明道 ・ 就将	義方・湊山地域包括支援センター
5	後藤ヶ丘	義方	住吉・加茂地域包括支援センター
		住吉	
6	加茂	加茂 ・ 河崎	弓浜地域包括支援センター
7	美保	崎津 ・ 和田 ・ 大篠津	
8	弓ヶ浜	彦名 ・ 富益 ・ 夜見	
9	尚徳	五千石 ・ 尚徳 ・ 永江 ・ 成実	尚徳地域包括支援センター
10	箕蚊屋	巖 ・ 春日 ・ 大高 ・ 県	箕蚊屋地域包括支援センター
11	淀江	淀江 ・ 宇田川 ・ 大和	淀江地域包括支援センター

2 今後の方針（案）

- ・地域包括支援センターについては、今後の高齢者数の増加に伴い、相談支援業務や介護予防ケアマネジメント支援業務の増加が見込まれている。
- ・また、認知症高齢者や家族介護者の相談支援に加え、属性や世代を問わない包括的な相談支援等に向けた他分野との連携の促進が求められている。



上記ニーズに対応し適切に役割を果たすためには、地域包括支援センター設置当初の日常生活圏域単位の運営が最も効果的であると考えることから、以下の体制整備を図る。

センターの担当圏域の再編

以下のスケジュールで、日常生活圏域への再編を図る。

（１）令和６年度

- ①「後藤ヶ丘区域」の再編整備
 - ・「義方地区」と「住吉地区」の統合
- ②「ふれあいの里地域包括支援センター」の担当圏域の再編整備に向けた調整等

【「ふれあいの里地域包括支援センター」の圏域再編の方向性】

- ・現在「ふれあいの里地域包括支援センター」が担当する３つの日常生活圏域（東山・福生・福米）について、「えしこに」に包含されていることから、直営から委託方式に変更する。
- ・現在当該センターを運営する（福）米子市社会福祉協議会については「東山区域」のみを運営し、「福生区域」及び「福米区域」については、それぞれ受託に係るプロポーザルを実施する。

- ③その他の複数の日常生活圏域を担当する法人に対し、複数拠点の設置に向けた協議の実施

（２）令和７年度

- ①「ふれあいの里地域包括支援センター」の担当圏域の再編整備
- ②複数のセンターが相互に連携する効果的な取組の推進に向けた総合調整を行う、「地域包括支援センター統括員（仮称）」の配置

3 その他（総合相談支援センターの今後の方向性について）

- ・米子市地域”つながる”福祉プランにおいて、地域包括支援センターの配置等を勘案し、市内に７つ程度のエリアを定め、そのエリアごとに総合相談支援センターの設置を目指していた。
- ・現状の課題整理等を通じ、まずは、「えしこに」の充実強化を図るため、日常生活圏域ごとにチームを編成し、支援関係機関と連携して住民主体の活動支援と個別課題の相談支援を行う体制の構築を目指す。